⑶　一定の防耐火性能を有するものとして第百三十六条の二第二号に定める基準に適合する建築物であって準防火地域内にあり、かつ、第百九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するもののうち、その構造及び用途並びに周囲の状況を考慮して防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めるものについて、面積区画に係る規制の対象から除外する。（第百十二条第五項関係）

⑷　一定の防耐火性能を有するものとして第百三十六条の二第一号ロ又は第二号ロに掲げる基準に適合する建築物のうち、その構造及び用途並びに周囲の状況を考慮して避難上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めるものについて、竪穴区画に係る規制の対象から除外する。（第百十二条第十一項関係）

4　用途地域における危険物の総量規制の合理化
圧縮ガス又は可燃性ガスを燃料として使用する設備等であって、安全上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する設備により貯蔵し、又は処理される圧縮ガス及び可燃性ガスについて、建築基準法の用途規制における危険物から除く。（第百三十条の九第一項関係）

5　その他
その他所要の改正を行う。

6　施行期日等

⑴　この政令は、令和八年十一月一日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　所要の経過措置を定める。（附則第二項、第三項関係）

---

**◇通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第二百八十五号）（財務省）

1　令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会を記念するため発行する千円の貨幣の素材、品位、量目及び形式を定める。（別表第一関係）

2　1に掲げる記念貨幣の発行枚数を、四万枚とする。（別表第三関係）

3　1に掲げる記念貨幣で一枚を容器に入れたものの価額にあっては、三万四百五十五円とする。（別表第四関係）

4　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

---

**◇日本学術会議法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第二百八十六号）（内閣府本府）

1　関係政令の整備
関係政令について所要の規定の整備を行う。

2　附則

⑴　この政令は、令和八年十月一日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　罰則に関する経過措置を定める。（附則第二項関係）

---

**◇日本学術会議評価委員会令**（政令第二百八十七号）（内閣府本府）

1　専門委員

⑴　委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができるものとする。（第一条第一項関係）

⑵　専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。（第一条第二項関係）

⑶　専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。（第一条第三項関係）

2　委員等の勤務
委員及び専門委員は、非常勤とする。（第二条関係）

3　委員長

⑴　委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。（第三条第一項関係）

⑵　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。（第三条第二項関係）

⑶　委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。（第三条第三項関係）

4　議事

⑴　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができないものとする。（第四条第一項関係）

⑵　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによるものとする。（第四条第二項関係）

5　資料の提出等の要求
委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は日本学術会議の会長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができるものとする。（第五条関係）

6　庶務
委員会の庶務は、内閣府大臣官房企画調整課において処理する。（第六条関係）

7　雑則
この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。（第七条関係）

8　施行期日
この政令は、令和八年十月一日から施行する。（附則関係）

---

**◇経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第二百八十八号）（内閣府本府）

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十八号）の施行期日及び同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和八年九月十八日とする。

---

**◇内閣府本府組織令の一部を改正する政令**（政令第二百八十九号）（内閣府本府）

1　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十八号）の施行に伴い、政策統括官の職務を変更する。（本則関係）

2　この政令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律の施行の日（令和八年九月十八日）から施行する。（附則関係）

---

**◇株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令**（政令第二百九十号）（財務省）

1　劣後的政府貸付けについて、担保が付されていないこと、その元本の弁済が行われない期間が契約時から五年を超えるものであること、政府がその貸付けに係る債権の全部又は一部を免除しなければ株式会社国際協力銀行（以下「会社」という。）の財産をもって会社の債務を完済することができないと認められる場合において、会社の目的の達成に重大な支障が生ずるおそれがあると認められるときは、政府は会社の株式の取得であってその貸付けに係る会社の債務を消滅させるためにするものを行う旨の特約が付されていること等の性質の全てを有するものとする。（第五条の二関係）

2　認定特定海外事業促進業務が新たに会社の業務に加わったことを踏まえ、剰余金のうち準備金として積み立てる額等、国庫納付の手続、国庫納付金の帰属する会計並びに社債の発行及び外国通貨長期借入金の借入れに係る基本方針の認可に関して、認定特定海外事業促進業務に係る勘定についても、一般業務勘定及び特定業務勘定と同様に規定する。（第六条～第九条関係）

3　その他所要の規定の整備を行う。

4　この政令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十八号）の施行の日（令和八年九月十八日）から施行する。（附則関係）

---

**◇建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第二百九十一号）（国土交通省）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第七十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和九年四月一日とする。

---

**◇建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第二百九十二号）（国土交通省）

1　特別特定一戸建て住宅建築主等及び特別特定一戸建て住宅建設工事業者等の指定に係る基準となる住宅の戸数の設定

⑴　特別特定一戸建て住宅建築主の指定に係る基準となる、前年度に新築した分譲型一戸建て規格住宅の戸数を二千戸とする。（第六条第一項関係）